

# 中小企業減税

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦 2558 年・国税法典の内容に基づき制定する勅令（583 版） [中小企業減税]

前文省略

第一条（名称）

本勅令名を「仏暦 2558 年・国税法典の内容に基づき制定する勅令（583 版）」と呼ぶ。

第二条（施行日）

本勅令は官報公示日の翌日から施行する。 [官報公示日は二〇一五年三月二十六日]

第三条（改正内容）

仏暦二五五六年・租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令（第五六四版）により改定増補された仏暦二五五四年租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令（第五三〇版）の第六条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第六条

国税法典の第二編第三章末尾の所得税率表の会社または法人パートナーシップ（二）の（a）に基づく所得税率を引き下げ、以下のような税率で徴収する。ここに会計末期における払い込み済み資本金が 500 万バーツ以下、かつ会計期における製品販売及びサービス提供からの収入が 3000 万バーツ以下の会社または法人パートナーシップのみ。

（一） 仏暦二五五五年 [西暦二〇一二年] 一月一日以後、仏暦二五五五年一月二日三月一日までの会計期について、純利益 15 万バーツ超～100 万バーツ以下の部分は 15% で徴収。

仏暦二五五六年 [西暦二〇一三年] 一月一日以後、仏暦二五五七年 [西暦二〇一四年] 一月二日三月一日までの会計期について、純利益 30 万バーツ超～100 万バーツ以下の部分は 15% で徴収。

（二） 純利益の 100 万バーツ超の部分については以下の税率で徴収する。

（a） 仏暦二五五五年 [西暦二〇一二年] 一月一日以後、仏暦二五五五年一月二日三月一日までの会計期について、純益の 23%。

（b） 仏暦二五五六年 [西暦二〇一三年] 一月一日以後、仏暦二五五七年 [西暦二〇一四年] 一月二日三月一日までの会計期について、純益の 20%。

（三） 仏暦二五五八年 [西暦二〇一五年] 一月一日以後の会計期については、以下の税率で徴収する。

（a） 純益の 30 万バーツ超～300 万バーツ以下の部分は 15%。

（b） 純益の 300 万バーツ超の部分は 20%。

（おわり）